県 政 経 営 会 議 資 料 令和7年(2025年)8月19日 健康医療福祉部障害福祉課

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例(平成 31 年滋賀県条例第 8 号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 災害対策基本法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。(第22条 関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例新旧対照表

旧 新 第1条~第21条 省略 第1条~第21条 省略 (災害時における支援) (災害時における支援) 第22条 県は、災害時における障害者に対する情報の迅速かつ的確な伝 第22条 県は、災害時における障害者に対する情報の迅速かつ的確な伝 達の方法および避難所(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49 達の方法および避難所(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第33 条の7第1項に規定する避難所をいう。) における障害者の円滑な利 条の2第1項第1号に規定する避難所をいう。) における障害者の円 用の確保その他の障害者の災害時における支援について、市町に対し、 滑な利用の確保その他の障害者の災害時における支援について、市町 情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。 に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。 第23条以下 省略 第23条以下 省略